

第1章 計画策定の概要

1-1 計画策定の背景及び目的

本市では、持続可能な公共交通のあり方の指針として、本市の目指すべき将来像とこれを実現していくための施策の方向性を示した「相生市地域公共交通総合連携計画」を平成25年3月に策定し、「みんなが協働して創り育てる公共交通」という基本的な考え方のもと、公共交通の形成、維持に取り組んでいます。

しかしながら、近年、人口減少及び少子高齢化や高齢運転者が当事者となる交通事故を背景とした自動車免許の返納など、社会情勢の大きな変化が公共交通を維持する上での問題となっています。

また令和2年には、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成や持続可能な移動サービスを確保することの重要性が示されるとともに、地方公共団体による地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。

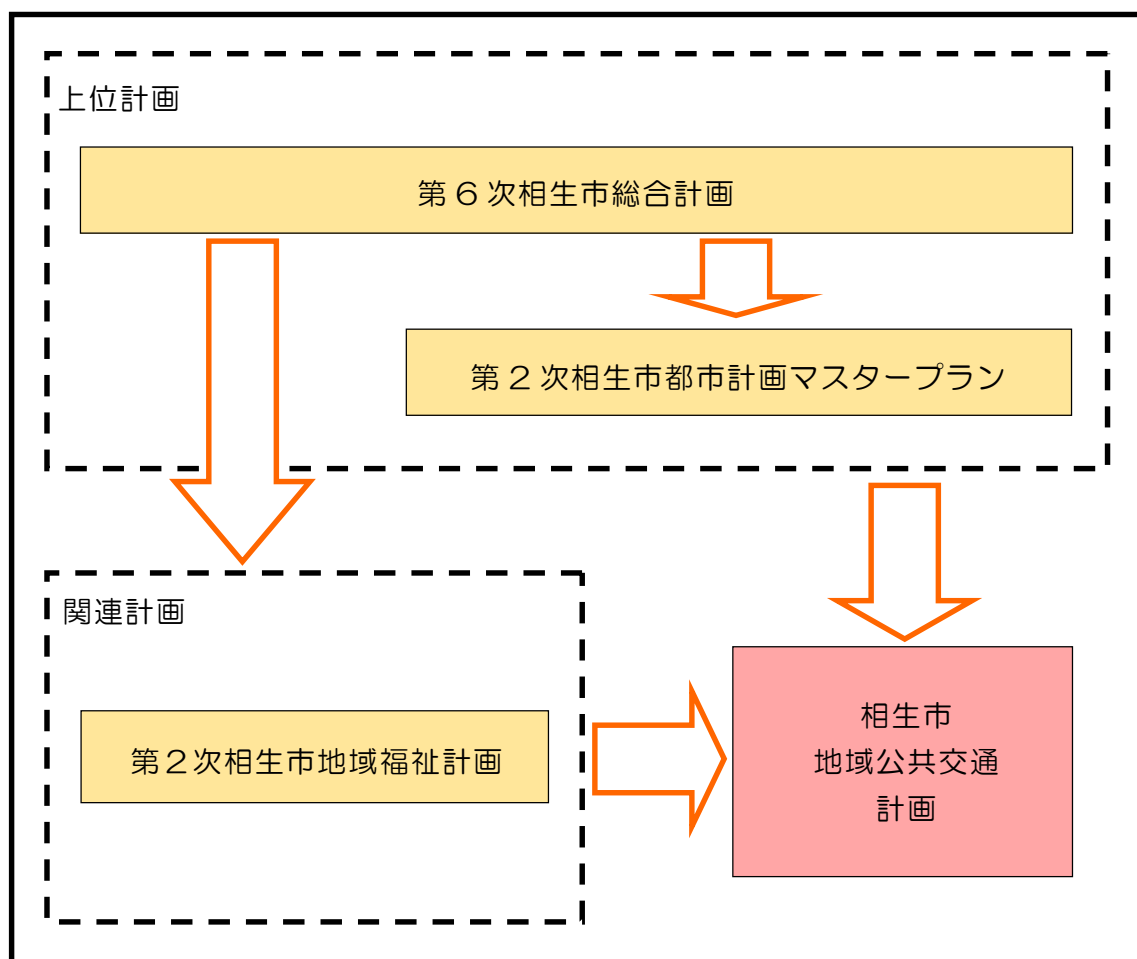
さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により公共交通の利用者数は減少し、事業の規模にかかわらず大きな打撃を受けると同時にアフターコロナにおける新たな生活様式に応じた公共交通のあり方も求められています。

本計画はこのような状況を踏まえ、本市の公共交通を取り巻く様々な問題・課題に対応するとともに、将来の公共交通の方向性を示し、自動車が利用しにくい人でも移動しやすい公共交通ネットワークを構築することを目的として地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

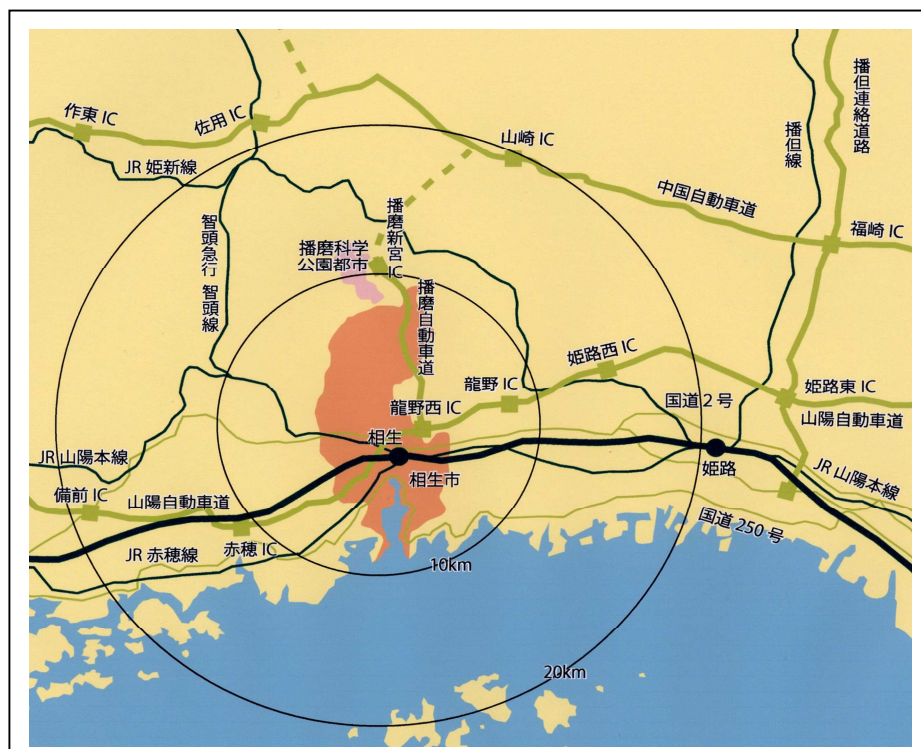
本計画は、「第6次相生市総合計画」及び「第2次相生市都市計画マスタープラン」を上位計画とするとともに、関連計画である「第2次相生市地域福祉計画」と連携・整合を図りながら本市における地域公共交通の方向性とその具体的な施策を示すものです。

また、本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づき策定するものであり、本市において地域公共交通施策を実施する際のマスタープランに位置づけられます。



1-3 計画の区域

本計画の計画区域は、相生市全域（90.40 ㎢）を対象とします。



1-4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

なお、計画期間内においても、社会情勢などの変化や関連法令及び関連計画の策定・見直しなどに適応するよう必要に応じて本計画の修正などを行うものとします。